

専門委員制度の概要について

—法制審議会における検討状況—

法務省民事局

第1 趣旨

医事関係事件や建築関係事件等のいわゆる専門的知見を要する事件においては、手続の早い段階から、例えば争点を整理する場面等において、専門家の関与を得ることが必要であるとされている。

そこで、法制審議会では、専門家が、その分野の専門技術的見地から、裁判の全部又は一部に関与し、裁判官をサポートする制度、すなわち、専門委員制度を導入する方向で検討を進めている。

第2 概要

1 専門委員の関与

(1) 裁判所は、争点整理若しくは進行協議、証拠調べ又は和解の各手続において、訴訟関係を明瞭にするなどのため専門的な知見を要すると認めるときは、専門委員から専門的な知見に基づく説明を聴くことができるものとする。

(2) 裁判所は、争点整理若しくは進行協議又は証拠調べの手続において専門委員を手続に関与させるに当たっては、当事者から意見を聴かなければならず、また、和解の手続において専門委員を手続に関与させるに当たっては、当事者の同意を得なければならないものとする。

2 専門委員の関与の取消し等

(1) 裁判所は、当事者双方の申立てがあるときは、専門委員に関与させる旨の裁判を取り消さなければならないものとする。

(2) 裁判所は、当事者の意見を聴いて、事件に関与させるべき専門委員を指定するものとする。

(3) 専門委員について、除斥及び忌避の制度を設けるものとする。

第三 専門訴訟への対応の強化

一 専門委員

1 専門委員の関与

(一)(1) 裁判所は、争点若しくは証拠の整理又は訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができるものとする。

(2) (1)により裁判所が専門委員から説明を聴く場合には、裁判長は、専門委員に、書面により、又は当事者双方が立ち会うことができる期日において口頭で、説明をさせることができるものとする。

(二)(1) 裁判所は、証拠調べを行うに当たり、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、証拠調べの期日に立ち会わせて専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができるものとする。

(2) (1)により証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人質問の期日に専門委員を立ち合わせる場合には、裁判長は、当事者の同意を得て、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭

にするために必要な事項につき、専門委員が証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発することを許すことができるものとする。

(三) 裁判所は、和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の同意を得て、決定で、当事者双方が立ち会うことができる期日において専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができるものとする。

2 電話会議システムの利用

1 により専門委員を手続に関与させる場合において、裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方と専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法を利用することができるものとする。

3 専門委員の関与の裁判の取消し

裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、1による専門委員を手続に関与させる決定を取り消すことができるものとし、ただし、当事者双方の申立てがあるときは、これを取り消さなければならぬものとする。

4 専門委員の指定

(一) 裁判所は、当事者の意見を聴いて、手続に関与させるべき専門委員を指定するものとする。
(二) 専門委員の員数は、各事件について一人以上とするものとする。

5 専門委員の除斥・忌避

(一) 第二十三条及び第二十四条の規定は、専門委員について準用するものとする。
(二) 専門委員の除斥又は忌避については、6により定められる専門委員の所属する裁判所が、

決定で、裁判をする。

(三) 除斥又は忌避を理由があるとする決定に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

(四) 除斥又は忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることが出来るものとする。

(五) 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、裁判所は、その申立てについての決定が確定するまでその専門委員を手續に關与させることができないものとする。

6 専門委員の任免及び手当等

専門委員の任免及び手当等の在り方について、所要の規定の整備をするものとする。

	いわゆる参審制度 (ドイツの場合)	いわゆる参与制度	司法委員(簡易裁判所)		専門委員(検討中)			
			関与の内容	関与の要件	関与の内容	関与の要件		
関与する事件	<ul style="list-style-type: none"> ・制度上当然に関与 ・職業裁判官と同様の関与(ただし、取下げの場合、請求の放棄・認諾の場合、当事者の一方又は双方が欠席の場合、土地管轄の裁判、当事者の双方が裁判長単独の裁判を求めるときは、職業裁判官単独で裁判が可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる参与制度における審理への関与の在り方としては、例えば、以下の3つのものが考えられる。現在の裁判官と基本的に同様の関与(当然に、一定の事件について手続のいずれの段階においても関与) 司法委員と同様の関与(関与の必要性につき、裁判所が判断) 専門委員と同様の関与(関与の必要性につき、手続段階ごとに、当事者の意見を聴き、又はその同意を得て、裁判所が判断) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事件ごとに裁判所が判断 		<ul style="list-style-type: none"> ・事件ごとに裁判所が判断 			
			訴訟の進行に關し必要な事項についての協議 (進行協議期日)	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 ・及び については、必要性及び当事者の意見を聴くこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面により、又は当事者双方が立ち会うことができる期日において口頭で、専門的な知見に基づき説明をすること 		<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 ・当事者の意見を聴くこと 	
			争点及び証拠の整理 (争点整理期日)		証拠調べの期日に立ち会うこと 専門的な知見に基づき説明をすること 証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人質問の期日に、訴訟関係又は証拠調べの結果の趣旨を明瞭にするために必要な事項につき、証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを發すること		<ul style="list-style-type: none"> ・当事者双方が立ち会うことができる期日において専門的な知見に基づき説明をすること 	
和解	<ul style="list-style-type: none"> ・和解弁論は職業裁判官単独で行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助をすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 		<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 ・当事者の同意を得ること 			
判決	<ul style="list-style-type: none"> ・評議に加わること ・評決権を行使すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・評議に加わること(評決権はない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 		-			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・電話会議システムを利用 ・電話会議システムを利用 ・関与者の指定 ・関与者の員数 ・関与者の除外・忌避 ・関与の取消し 	<ul style="list-style-type: none"> ・関与に加わること(評決権はない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方と専門委員との間で電話会議システムを利用することができる。 ・裁判所は、当事者の意見を聴いて、手続に関与させざるべき専門委員を指定する。 ・各事件について1人以上とする。 ・各事件について1人以上とする。 ・各事件について1人以上とする。 ・各事件について1人以上とする。 ・各事件について1人以上とする。 ・各事件について1人以上とする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方と専門委員との間で電話会議システムを利用することができる。 ・裁判所は、当事者の意見を聴いて、手続に関与させざるべき専門委員を指定する。 ・各事件について1人以上とする。 ・裁判官の除外・忌避に関する規定を準用する。 ・裁判所は、相当と認めるときは、申立て又は職権で、専門委員を手続に関与させざる決定を取り消すことができる。 ・当事者双方の申立てがあるときは、当該決定を取り消さなければならない。 			

(参 考)

労働委員会制度の概要

(1) 概 要

労働委員会は、労働組合法に基づいて昭和21年に設置されたわが国における代表的な労使紛争処理機関であり、労使関係の公正な調整と労使紛争の合理的解決を図ることを目的としている。

労働委員会の職務権限は、

イ 不当労働行為事件の審査

ロ 労働争議の調整

ハ 労働組合の資格審査

である。

(2) 労働委員会の組織機構

イ 労働委員会の数

中央労働委員会は、国の行政委員会として東京に置かれており、地方労働委員会は都道府県の行政委員会として、47都道府県にそれぞれ置かれている。

ロ 労働委員会の構成

中央労働委員会、地方労働委員会ともに、公益を代表する委員(公益委員)、労働者を代表する委員(労働者委員)及び使用者を代表する委員(使用者委員)の三者で構成され、各側委員数は同数である。

なお、中央労働委員会は、各側15名、地方労働委員会は各側13名(東京)から各側5名まで都道府県ごとに定められた数の委員で構成されている。

ハ 委員の任命

中央労働委員会の委員

労働者委員については労働組合の推薦(国営企業等担当委員の場合は国営企業職員又は特定独立行政法人職員が結成し、又は加入する労働組合の推薦)に基づいて、使用者委員については使用者団体の推薦(国営企業等担当委員の場合は国営企業又は特定独立行政法人の推薦)に基づいて、公益委員については労使委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、それぞれ、内閣総理大臣が任命する。

地方労働委員会の委員

労働者委員については労働組合の推薦に基づいて、使用者委員については使用者団体の推薦に基づいて、公益委員については労使委員の同意を得て、それぞれ、都道府県知事が任命する。

任期

委員の任期は、中央労働委員会、地方労働委員会ともに2年である。

不当労働行為事件の審査手続（流れ図）

再審査申立

担当職員の指名（会長）

審査委員の選任（会長）

事件係属の総会、公益委員会議への報告（事務局）

労使委員の参与の申出（労使委員）

事件説明（公労使委員に対して事務局）

初審命令の履行状況調査(事務局)

初審命令の履行勧告(会長)

調 査
主張、争点の整理 証拠（証人）の整理、 証人採否の決定 事件処理方針の策定 審問計画の策定 審問開始の決定

（期日 2～3回）
労使委員・・・調査に協力

審 問
当事者の陳述 証人・証拠調べ （証人数 2～3人） 最後陳述
結 審

（期日 2～3回）
労使委員・・・審問に参与
（当事者、証人を尋問することができる。）

和 解

- ・労使委員・・・和解へ協力
- ・和解のための作業（意向打診、事情聴取等が審問の前後を問われず、状況に応じて随時行われる。）

命令の起案作業

- 審査委員が担当職員に事件の心証・命令起案の方向性等を指示
- 命令書の起案、合議資料の作成（担当職員）
- 命令案の事務局検討（事務局）
- 命令案の委員検討（審査委員、事務局）

会長への報告（担当職員）

労使委員による意見開陳

組合資格審査

合 議
（公益委員会議）

命令書交付